



最終報告へ向けての議論の整理

議論の前のお願い

- 最終報告の取りまとめに向け、議論のポイントを5点にまとめました。
- 議論のポイントについて、必ずしも委員さんからのご意見を一本化させる必要はなく、複数論の併記や断片的アイデア・助言であっても構いません。
- 小委員会として方向性のまとまりを見たものは、その旨を記載することとします。
- 法人の具体的な在り方等は、本会である推進委員会でも今後ご意見等をいただきたい。



最終報告へ向けての議論の整理

① 目指す姿の実現に向けて望ましい運営主体の法人種別

② ①を踏まえた役員構成・職員体制・市との関係性

③ 運営法人・市に望むこと、留意すべきこと

④ 業務における市との関係（指定管理の在り方）

⑤ 運営における地域との役割分担（運営委員会の在り方）



最終報告へ向けての議論の整理

① 目指す姿の実現に向けて望ましい運営主体の法人種別

【議論のポイント】

- 市の基本的姿勢、4つの目指す姿を実現できる法人種別はどれか
- 市のマネジメントの効き方、職員雇用の柔軟性など



運営体制の法人種別比較について(案)

1 法人種別による設立メリットの比較

一般財団法人(非営利型)		社会福祉法人	
メリット	デメリット	メリット	デメリット
理事会、評議員会による意思決定となり、様々な理事の意見を反映できる。事業の発展性を期待できる。		従前の社会福祉協議会も社会福祉法人のため引継ぎがしやすい。	社会福祉事業の実施を一義的としているので、子育て支援の公益事業拡大などに制約がかかる。
理事等構成に市の退職者や特別職・職員などを加え、市のマネジメントを反映できる。			市関係職員、特別職が理事等役員に就任することは一定の制約がかかるが可能
比較的設立がし易い	出捐金300万円以上、一定の運転資金が必要	福祉監査等による法人のチェック機能が充実	基本資産(1億円)、必要な運転資金が必要 設立に時間がかかる

※ 他の法人種別は実質的ではないので比較表から除外した

社会福祉法人に関して社会福祉法第61条を確認

- 公私分離の原則
- 社会福祉法人を經營するものの自主性を尊重することにより、公私の果たす役割を定めている。
 - ① 社会福祉法人は税の優遇、補助金等の対象となる。また、經營者は安易に行政に財政的援助を求めてはならないなど、独立性の維持に努める。
 - ② 地方公共団体は、社会福祉事業を經營する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

社会福祉法人の自主性を重んじ、行政が関与することは望ましくない。

市がより積極的に事業全体をマネジメントできる運営体制としては、社会福祉法人では制限がある。



最終報告へ向けての議論の整理

② ①を踏まえた役員構成・職員体制・市との関係性

【議論のポイント】

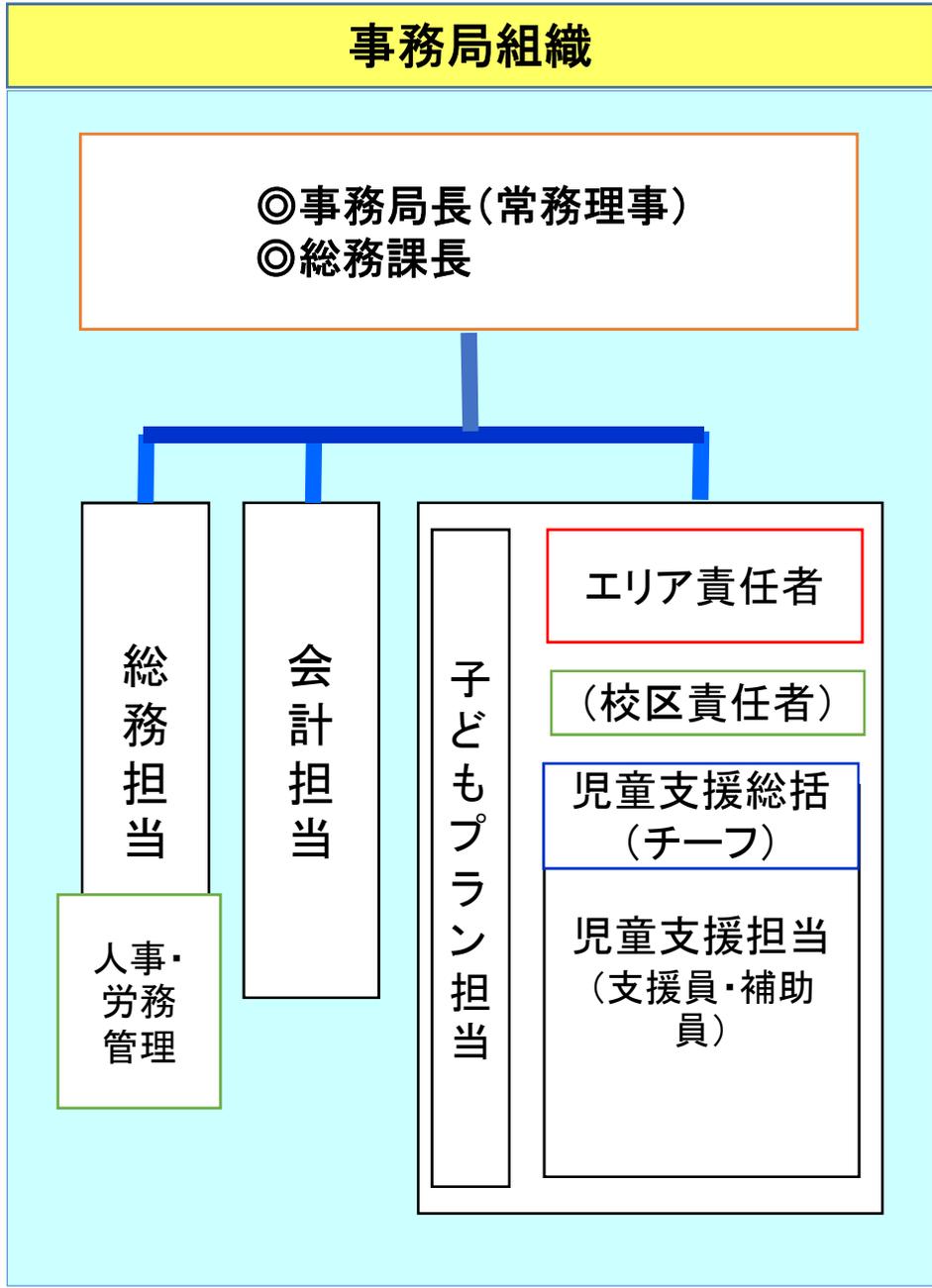
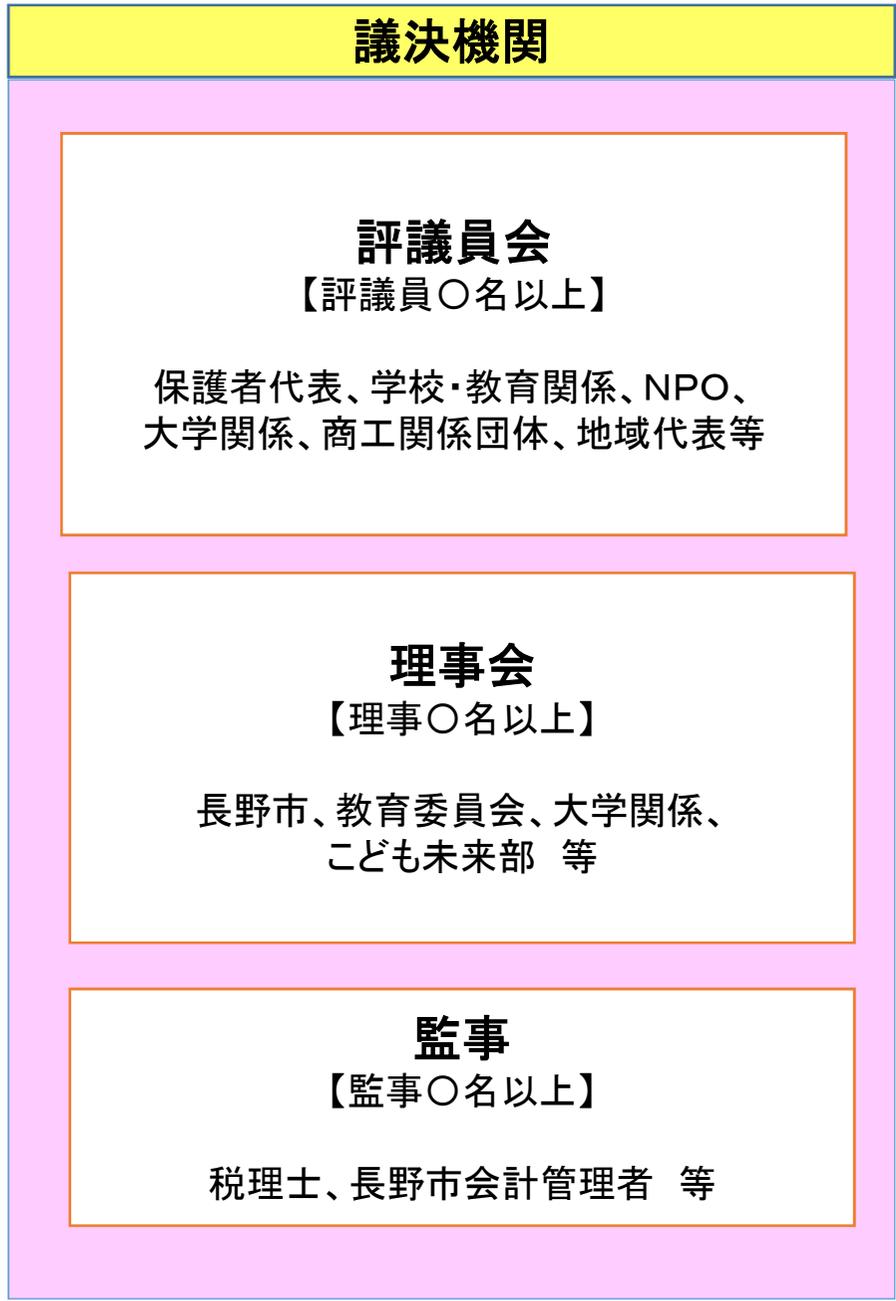
- 市の基本的姿勢、4つの目指す姿を実現できる法人種別はどれか
- 市のマネジメントの効かせ方、職員雇用の柔軟性など

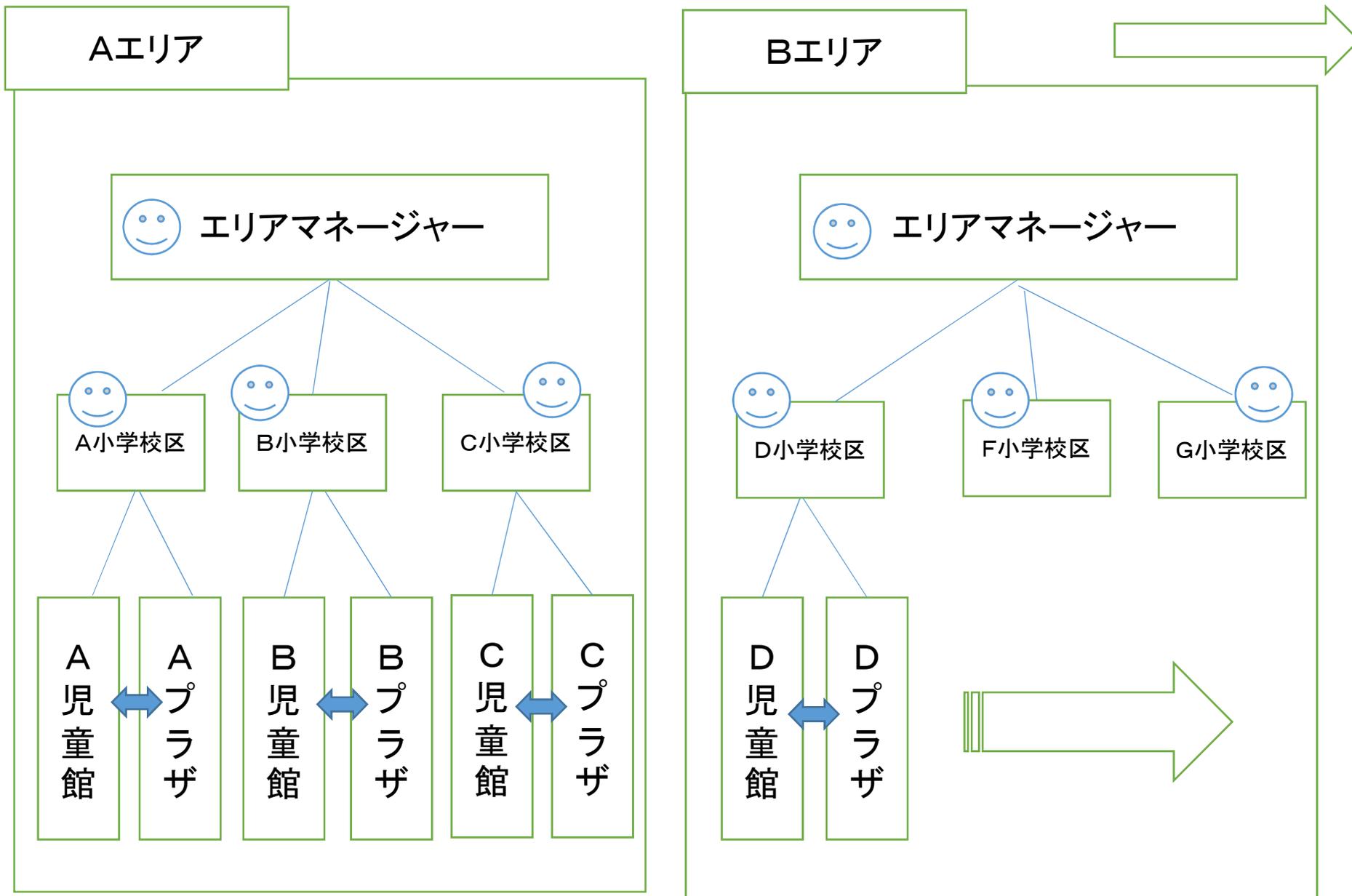
【具体的な議論】

- 理事長、理事、評議員として参画が求められるのは
- 効果的・効率的な職員体制の姿は
- 現場職員の要となる職業的な職員の在り方とは
- 職員のスキルアップやモチベーションアップに向けての方策とは

新法人の組織体制のイメージの案

※市・法人の二重構造とならないように
こども政策課との一体的な(派遣等)組織





イメージ図

視点としては・・・

- 市と法人の役割分担
- 法人本部と施設の役割分担
- 管理的職員の勤務場所

など



最終報告へ向けての議論の整理

③ 運営法人・市に望むこと、留意すべきこと

【議論のポイント】

- その他、運営法人に望むこと、留意すべきことなどはあるか

【具体的な議論】

- 財源について
- 連携すべき機関や団体について
- 将来、想定されることについて
- その他、附帯すべき意見について



最終報告へ向けての議論の整理

④ 業務における市との関係（指定管理の在り方）

【議論のポイント】

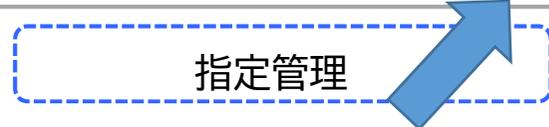
- 本事業が指定管理者制度になじまない面があるため、業務委託等による方法を検討する必要がある。

【市としての考え】

- 市として業務委託等の方法による運営について検討したい。

現状の指定管理者制度

施設	児童館・児童センター(39か所)	子どもプラザ(49か所)
放課後子ども総合プラン事業	業務委託	業務委託
施設管理	指定管理	(直営) 小学校施設管理



児童館・児童センターの指定管理者が放課後子ども総合プラン事業を受託

- ✓ 児童館・センターの指定管理者となった事業者が、小学校内の子どもプラザでのプラン事業も一括受託する仕組み
- ✓ 児童館・センターの廃止、子どもプラザへの統合が進む中、事業費ウェイトが小さい指定管理者として選定されることで委託者が決定される仕組みは合理的でない
- ✓ 指定管理者選定委員会でも委員から疑問の声

指定管理者制度とプランの目指す方向性

指定管理者制度の狙い

公の施設の管理・運営について、包括的に民間に委任し、そのノウハウやアイデアを活かして効果的に活用

↓

①市民サービスの向上

②経費の節減を図る

現状ではなじまない面がある

プランの目指す方向性

子どもの健やかな成長につなげるために、現状で施設ごとにばらつきがみられる状況の中、まずは、ガイドラインに沿った均質なサービスの提供が必要

サービスレベル全体の底上げ



最終報告へ向けての議論の整理

⑤ 運営における地域との役割分担（運営委員会の在り方）

【議論のポイント】

- これまで運営委員会を通じて地域に経営方針等の一部をお願いしていたことを見直す必要がある。

【市としての考え】

- 本事業の運営方針（開館時間の延長等）は市としての統一された考えに基づき、地域の実情に応じて決定する。
- 地域として地域内施設に望むことや、地域住民の参加・協力等の地域の独自性について、運営委員会の意見を聴きながら付加価値を高めていく。

地域との役割分担(運営委員会の在り方)

現 状

運営委員会の役割(抜粋)

- ①事業の実施時間に関すること
- ②職員の内申に関すること
- ③おやつ及び保育実費に関すること



見直しの方向性

- ◆ 府業の実施時間(開館時間の延長等)などの運営方針は、地域の実情に配慮しながら、新法人で統一的に判断していく
 - ◆ 職員の採用については、新法人が一括して管理していく
- 市のマネジメントに基づき、サービスの標準化・適正化の一助となる。
 - 職員の人事管理がしやすくなり人事異動等によるサービスの均一性、向上が望める

これまで同様に地域の声を伺う機会・場は必要
声を施設運営に活かし、地域住民の参加・協力等の体制を維持する